

遺族や障害に関する年金を受給している方や老齢・退職に関する年金でも非課税の方は、還付税の対象外となりますのでご承知おきください。

## 【老齢や退職に関する年金を受給している方へのお知らせ】 令和7年度税制改正による所得税の基礎控除等の見直しに伴う還付税の支払いについて

令和7年度税制改正(所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)等の施行)により、所得税の「基礎控除」等の見直しが行われました。

この改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

令和7年12月の支払の際には、改正後の基礎的控除額に基づいて1年間の源泉徴収税額を計算し、改正前の基礎的控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算に伴い生じた差額は、令和7年12月支給期に「還付税」としてお支払いします。

- ※ この精算は、令和7年のみの対応となります。  
※ 障害給付、遺族給付は、非課税のため還付税は発生しません。

### 1 【年金支払通知書の見方】還付税の表示について

還付税が発生した場合には、同封の「年金支払通知書」の「控除額」欄に「還付税」と記載のうえ、還付税額を「—(マイナス)」で表示しています。

なお、当組合からお支払いする額は、「支給額」欄の「差引支給額Ⓐ」欄に記載している額に「還付税Ⓑ」を加算した額となります。

#### 年金支払通知書

振込先	振込先	振込先
厚生年金・共済年金 支払明細(円)	共済年金(経過的職域)支払明細(円)	年金払い退職等給付 支払明細(円)
支 給 額	当 期 支 給 額	当 期 支 給 額
支 給 差 額		支 給 差 額
一 時 金 返 戻 額		一 時 金 返 戻 額
差 引 支 給 額(A)	3 0 0 0 0 0	差 引 支 給 額
所得税		所得税
還付税	- 1 1 5 0 0	還付税
控除額		
計	(B)	(C)
(C)		(C)
差引支払額(A-B+C)	3 1 1 5 0 0	差引支払額(A-B+C)

還付税はマイナス表記ですが、差引支払額を算出する際は、支給額に加算します。

(計算例)

差引支給額 300,000円Ⓐ

+還付税 11,500円Ⓑ

=差引支払額 311,500円Ⓒ

## 2 令和7年分の公的年金等の源泉徴収税額の計算に用いる基礎的控除額について

### 【基礎的控除額】

受給者の年齢	令和7年12月の精算時 (改正後)	令和7年の各月の年金支払時 (改正前)
65歳以上	年金の月額×25%+100,000円 (165,000円未満となる場合は、 165,000円)	年金の月額×25%+65,000円 (135,000円未満となる場合は、 135,000円)
65歳未満	年金の月額×25%+100,000円 (125,000円未満となる場合は、 125,000円)	年金の月額×25%+65,000円 (90,000円未満となる場合は、 90,000円)

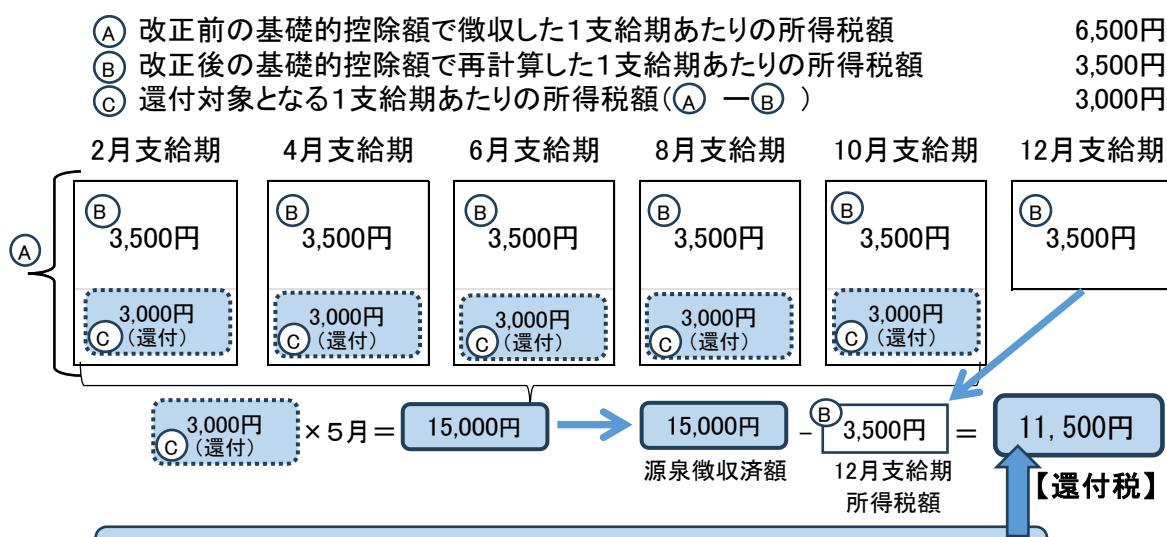
- 令和7年12月に支払がなく、精算が行われなかった場合で、令和7年分の公的年金等について源泉徴収された税額があるときには、確定申告をすることにより精算することができるとしています。
- 令和7年分の公的年金等の源泉徴収において令和7年12月の精算時に用いる基礎的控除額は、公的年金等の収入金額にかかわらず、一律で計算することとされています。  
その他、具体的な手続き方法や制度の説明等については、お近くの税務署にお問い合わせください。

## 3 令和7年分の所得税の還付額について

令和7年分の所得税については、令和7年12月の年金支払い時に、上記2の表中、令和7年12月の精算時の基礎的控除額(改正後)を用いて1年分の源泉徴収税額を計算し、令和7年の各月の年金支払時の基礎的控除額(改正前)に基づいて既に源泉徴収された所得税額(源泉徴収済額)との精算を行いました。

精算により生じた差額は、令和7年12月支給期に「還付税」としてお支払いします。

### 12月支給期:所得税還付イメージ



#### 4 「特定親族特別控除」が創設されました

特定親族とは、受給者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人のことをいいます。このうち、合計所得金額が 58 万円超 85 万円以下の人には、公的年金等の特定親族特別控除を受けることができます。

令和 7 年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告(※)を行うことで精算することができます。

(※)確定申告に関するお問合せは、お近くの税務署にお願いします。

#### 5

扶養控除の対象となる扶養親族等の所得要件が 48 万円以下から 58 万円以下へ引き上げられました

扶養親族等申告書の申告内容に変更があった場合に生じる所得税の過不足は、確定申告を行うことにより精算することができるときとされています。

そのため、令和 7 年分の所得税について、改正により扶養親族等の要件を満たすこととなつた親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、確定申告(※)を行うことで精算することができます。

(※)確定申告に関するお問合せは、お近くの税務署にお願いします。

#### 6

源泉徴収を要しない公的年金等の額が次の表のとおり改正されました

受給者の年齢		その年中に支払を受けるべき公的年金等の額	
		令和 8 年分以後	(参考)令和 7 年分以前
65歳以上	老齢基礎年金の受給対象の方	127万円	80万円
	上記以外(旧法の退職年金等)の方	205万円	158万円
	65歳未満	155万円	108万円

(※)ここでいう公的年金とは当共済組合が支給する年金(障害給付や遺族給付は除きます。)を指します。

確定申告に必要な令和 7 年分の源泉徴収票は、令和 8 年 1 月中旬頃に順次発送します。

障害給付や遺族給付は非課税のため、源泉徴収票はお送りしていません。